

厳しさを増す研究環境

研究環境検討委員会

2006年に設置された日本考古学協会の常置委員会である研究環境検討委員会では、これまで後述するように考古学研究者の研究環境、埋蔵文化財調査の資格制度、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）の影響、博物館の統廃合などの問題について検討を行うとともに、ポスターセッション、アンケート調査等を通じて会員諸氏に問題提起を行ない、継続的に情報の共有化をはかってきました。

本ポスターセッションでは、これまでの検討を総括した上で、新たな課題を提起し、諸氏の意見を伺うこととしました。考古学を巡る研究環境、職場環境を改善するだけでなく、考古学のますますの発展とより広い理解を実現するためにも、ご協力をお願い致します。

I 行政・団体・民間調査組織における研究環境

文化庁より出された『今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について(報告)』(2008)が、地方公共団体による一定の監理を要件として民間調査組織の本格的な導入を認めた結果、民間調査組織を主体として実施された調査件数は全体の2割以上を占めるようになってきている(2011年度文化庁統計)。一方2005年には民間調査組織からなる「社団法人日本文化財保護協会(以下日文協)」が設立されるなど、民間委託化に対する環境整備が進められ、民間調査組織の数は増加してきた。

これら民間調査組織は自治体や民間事業者等が発注する発掘調査を入札等により受注するため、実態とかけ離れた調査費での応札が行なわれるなど、民間組織における職員の過酷な調査環境を生み出す要因の一つともなっている。適切な発掘調査を担保するための積算システムや調査仕様などの整備も最低限必要である。また、自治体・事業者・調査者による調査全般に関する三者協定の締結により行政が調査を管理・監督する制度の導入は不可欠であろう。

しかし、各自治体、とりわけ市町村間における民間組織の導入に関する格差は大きく、調査組織に属する職員の研究・調査環境を各都道府県の現状に即して一定の水準に維持するための措置の標準化、ガイドラインの整備が強く望まれる。

一方、公共事業等に伴う緊急発掘の激減と団塊世代の退職を背景に、地方公共団体と公的法人組織における埋蔵文化財専門職員の数は2000年頃から減少に転じ、2013年現在で6,000人を割り込んでいる。また市町村合併の流れの中で、市域の拡大に伴う職員への大幅な負担増から、職員の疲弊が進行している地域もある。

II 埋蔵文化財調査に関する資格制度

わが国の埋蔵文化財調査に関わる資格制度の必要性については、文化庁の「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」がとりまとめた「埋蔵文化財保護体制の整備充実について(報告)」(1995)において、若干の言及が見られるものの、具体的な動きとしては2007年に始まった日文協の埋蔵文化財調査士・同調査士補の第1回目の資格試験の実施、資格取得者の公表がある。同年、早稲田大学も文部科学省委託事業に応募した「埋蔵文化財調査士の養成および資格授与のための埋蔵文化財科学実践プログラム」が採択され、2008年度から始動している。また上記の文化庁委員会でもこの年から実質的な検討が開始された。

当委員会では、こうした資格制度は会員の研究環境に大きな影響を与えると考え、まずは総会での研究発表やシンポジウムを通して資格制度の現状、検討の進行状況などについて会員の皆様にお伝えするとともに、ご意見を広く集めることとし、さまざまな取り組みを行い、2008年以降、会報、協会HPで報告している。

シンポジウムの際のアンケート結果によれば、なんらかの資格制度が必要と考える意見は6割を超えている。ただ資格の内容については、調査技術面に限定するものや監理・保存活用まで含めるものなど、考え方は多様であった。

また、既存の民間2資格との関係の整理や資格運用面での実効性を求める声も強く、資格制度に関しては多面的な検討が必要であることが浮き彫りとなった。

文化庁による資格制度の検討は、2009年3月にとりまとめられた「埋蔵文化財保護行政における資格のあり方(中間まとめ)」において資格の方向性が示されたが、その後2度にわたる政権交代等もあって難航を余儀なくされている。この間に文化庁では資格制度に準ずる形で「研修制度」の創設を模索されていると聞くが、具体化にまでは至っていない模様である。

Ⅲ TPP (環太平洋戦略的経済連携協定) の影響

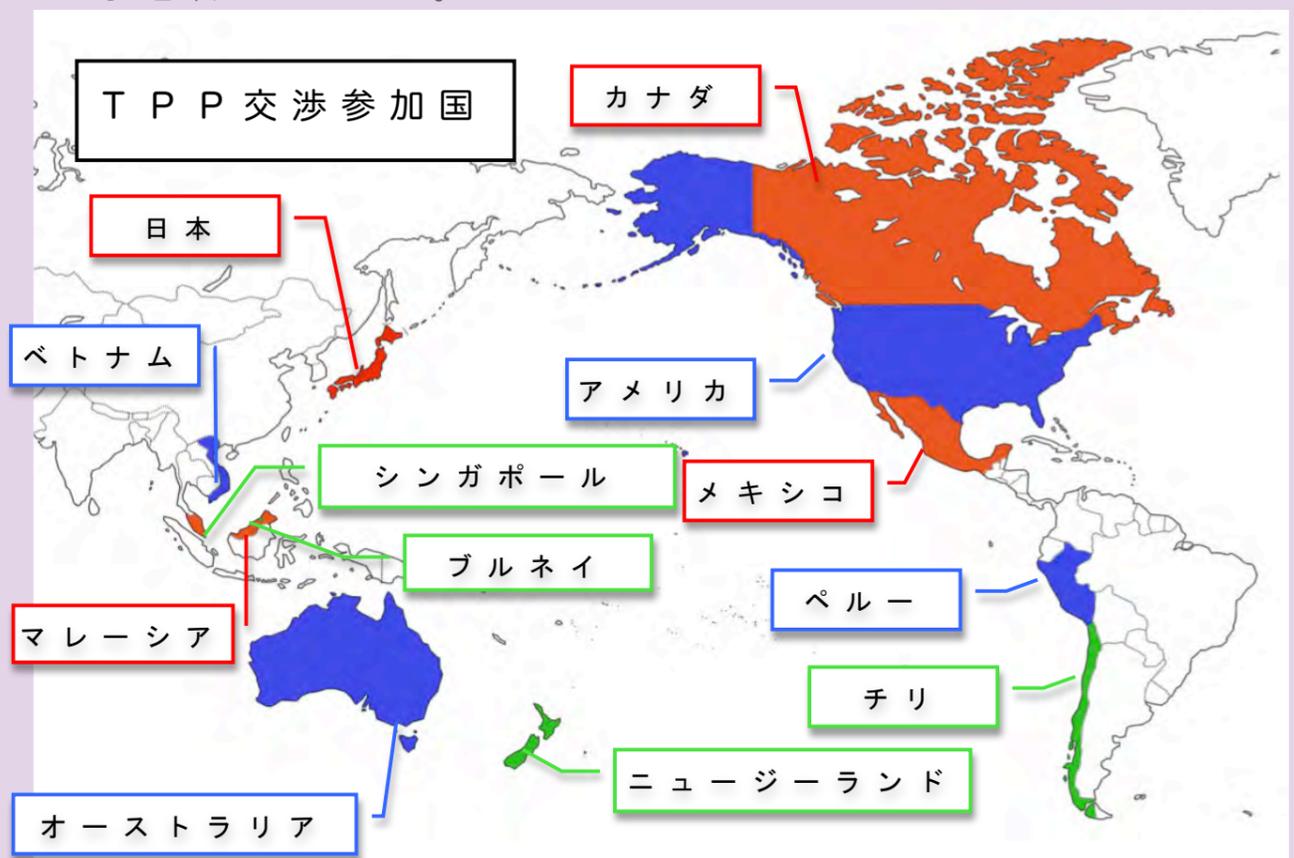
2013年3月15日に安倍首相はTPP交渉への参加を正式に表明したが、我々にとっても、サービス分野での自由化が国外の民間発掘組織、いわゆる発掘会社、それもTPP加盟国ばかりでなく、現在TPP協定に参加していない国の発掘調査組織も、他国を経由して国内における公共事業に伴う発掘調査に参入する可能性があり、看過できない影響を及ぼす可能性が考えられる。

現在文化財保護法などによって辛うじて一定の水準が確保されているわが国の発掘調査ではあるが、例えば民間の開発における、開発側・受託側・行政側による三者協定など、国外の目から見ると決して常識とは思われない規制が機能している場合もあり、それらが市場の開放、自由化を阻害する非関税障壁と見なされるおそれがない訳ではないのである。むしろ、決して高くはないながらも維持されて来た、これまでの発掘調査の水準を維持しようとするあらゆる試みそのものが撤廃される危機に瀕していると言っても過言ではない。

こうした状況にあって求められていることは、今やTPPに反対することではなく、上記のような事態が生じた場合に的確に対応できる体制を構築することと考え、当委員会としては各国における文化財保護の現状を把握することとした。

具体的には、諸外国における文化財保護に関する法律の存否、調査手法が民間に開放されているか、発掘調査に対して何らかの規制はあるのか、緊急発掘調査に外国の調査組織が入ることができる体制となっているのかどうかなどについての情報を収集しており、その結果についてはいずれ取りまとめて報告する予定である。

世界規模の貿易自由化の動きの中で、ガラパゴス化が指摘される諸分野の一つとして、埋蔵文化財が位置づけられ、開放の名の下に発掘調査の水準が、際限なく低下していく事態はなんとしても食い止めていかなくてはならない。



IV 博物館の統廃合問題とこれからの運営傾向

我が国の博物館の設置数は、博物館類似施設を含め 5,747 館（2011 年政府社会教育調査）で、そのうち歴史系博物館は全体の 6 割近くを占めている。これらの施設の多くは、高度経済成長期、さらにバブル期に急増したが、バブル経済崩壊後には平成の大合併や設立自治体の財政圧迫によって、休館や閉鎖、もしくは統廃合される事例が増加し、さらに県立博物館の統廃合に伴って設置場所の基礎自治体へ移管する事例なども発生している。また建物の老朽化や耐震性の問題は、館の廃止や他施設との統廃合に拍車をかけ、その存続に大きな影響を及ぼしている。さらに総務省は地方自治体が設立した博物館施設を地方独立行政法人に改組できるよう政令を改正したが、採算が振るわない施設のコストを削減し収支を改善することが目的の一つともなっており、今後の博物館の運営環境への影響が懸念される。

一方、公立博物館の「人的資源」としての学芸員数は、自治体の財政難から削減され、あるいは退職に伴って非常勤化される傾向が見られる。追い打ちをかけるように、経費削減と収入増加を目的に「指定管理者制度」が導入され、3 年～5 年という指定管理の期間だけ学芸員が雇用されることにより、博物館の根幹となる業務の継続性が失われたり、

区分	博物館類似施設数	建築年別							
		1949年以前	1950～55年	1956～65年	1966～75年	1976～85年	1986～95年	1996～2005年	2006年以降
全国	4,479	542	52	181	386	845	1,424	896	153
国	125	25	5	12	19	9	21	28	6
独立行政法人	50	11	1	5	4	9	10	8	2
都道府県	255	13	2	9	28	40	83	73	7
市(区)	2,338	296	22	79	163	458	778	453	89
町	791	62	12	19	70	172	262	172	22
村	133	7	2	1	5	25	55	35	3
一般社団法人・一般財団法人(特例民法法人を含む。)	172	23	—	11	35	33	47	19	4
その他	615	105	8	45	62	99	168	108	20

※2011 (平成23) 年度文部科学省社会教育調査のうち博物館調査 (博物館類似施設) より

り、地域社会との関係が希薄になったりしている。指定管理が未導入でも、集客性の高いイベントや展示会が企画されたり、博物館の資料の収集・保管という重要な役割が軽視されてギャラリー化したりしている事例も見受けられる。

そもそも博物館は単なる展示館や収蔵庫という施設ではなく、資料の収集・保管・調査研究・教育普及等の事業を行う機関であるということを担当職員も含め設置者側が自覚する必要がある。そして何よりも中・長期的な運営方針について、市民を巻き込んだ議論を行い、展望を打ち出していくことが重要であろう。

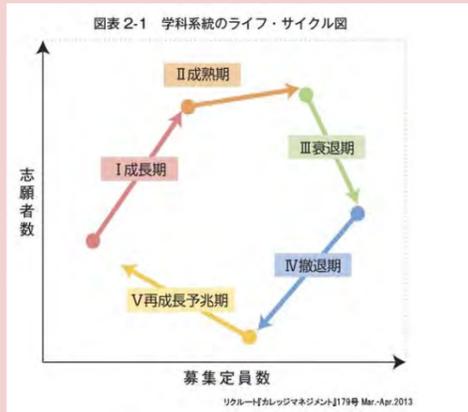
阪神淡路大震災、東日本大震災の災禍は博物館の資料保全とともに、ハード面からも災害に対する危機管理の必要性を再認識させた。博物館が設置された地域社会の中で、次の世代へ歴史・文化を引き継いでいくという責務を担っている以上、社会環境や設置者側の問題といかに対峙し解決していくのか。博物館の役割、学芸員の役割を改めて見直して足場を固めることも重要であろう。

V 大学における考古学の教育・研究環境と後継者育成

近年、考古学や考古学者の実像との間にはかなりの乖離があるものの、遺跡・遺物や考古学者が登場する小説や映画、テレビドラマやアニメ、コミックなどが多く見られ、また新聞に考古学に関する記事が登場する割合も、あらゆる学問分野の中で医学に次いで 2 番目であるという（櫻井準也 2014『考古学とポピュラー・カルチャー』）。また自治体等が開催する遺跡見学会には、時として長蛇の列ができることもあり、考古学に対する一般の認識や関心は決して低くない。

しかし、少子高齢化の影響と一概には片付けかねるほど大学における考古学専攻生の減少が顕著となっているようである。2013 年リクルート進学総研発行の『カレッジマネージメント』179 では、2008 年～2012 年の分野別トレンドについて、分析を行っている。この中で募集定員に対する志願者数の動向から割り出した学科系統のライフ・サイクルから見ると、考古学はローカル地域では若干回復の兆しがあるものの、大都市圏で「撤退期：志願者の減少率に苦慮する大学が違ふ分野への改組を始め、もとの学科系統の募集定員そのものが減少し、マーケットから淘汰され

る段階」に位置づけられている。こうした傾向は単に講義数や教官ポストの



減少といった、大学内部における考古学の比重の低下をもたらすのみならず、考古学そのものの魅力の低下にもつながりかねない。また考古学を専攻する卒業生の減少から、自治体が文化財専門職員の募集に際して志願者集めに苦労するケースも出てきているようである。IIで述べた資格制度にも関わる問題ではあるが、専門的能力を有する担当者によって文化財調査の質を担保するだけでなく、次世代の文化財担当者をどのように養成し確保していくかという大きな問題も生じているのである。

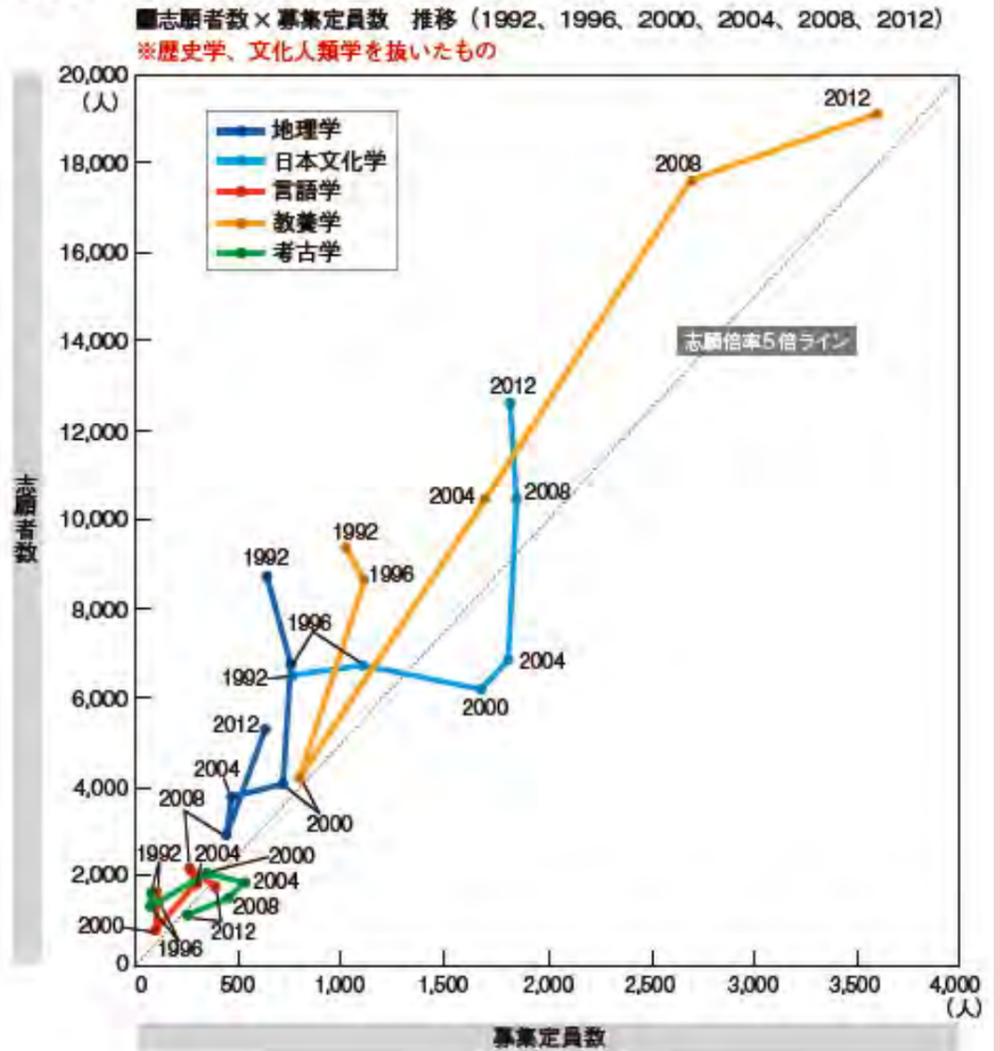
確かに、考古学専攻の大学生が遺跡という現場で考古学的な発掘調査を実際に体験する機会が失われつつあるという現実も存在する。かつては大学等の先輩が勤務する自治体を実施する発掘現場に、「学生さん」(=専攻生の学生アルバイト)という形で通うことができた。発掘調査現場でのスコップの使い方や水系の結び方、遺物の観察方法や実測図の描き方等について、実体験を通じて学ぶという機会が用意されていた。またそこには考古学のもつ魅力に取り憑かれ、夏の炎天も冬の寒風も厭わず遺跡に立ち向かう生身の考古学徒がいた。

しかし、上述した民間発掘調査機関の導入や、専門職員の削減によってこうした経験の場は失われ、考古学実習での僅かな体験のみで卒業することも少なくない。もちろん学生の気質や成績評価のあり方も様変わりし、単位を取得する為には毎日のように発掘現場に通うようなこともできなくなっていることも事実である。

考古学の魅力そのものをさらに広く発信する試みも進められるべきではあるが、キャリアデザインの中核を占める大学教育の中で「考古学離れ」が進んでいる事態を、我々は手を拱いて見ているわけにはいかない。

こうした問題の解決の糸口を探るために、考古学に関する講義を行なっている大学を対象に、今後アンケート調査を行い、大学における考古学専攻生の動向を把握することとした。現在検討している調査項目は考古学専攻の学生数、考古学の専門職に就職した学生の人数、考古学担当教員の数、発掘調査実習の有無、卒業論文のテーマなどであるが、併せて、別途会員等へのアンケートの形で意見の聴取も行ないたいと考えている。

図表 2-2a 文化・地理・歴史系統の動向



大都市圏とローカルの募集定員、志願者変化比較 (2008-2012年)

